

競争的資金等の取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「競争的資金等の不正防止に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」に基づき、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）の当社における取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営・管理については、競争的資金等を配分する関係府省等（以下、「配分機関」という。）が定める諸規則、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかは、この規程及び関連するルール等によるものとする。

第2章 責任体系

(責任体系の明確化)

第3条 責任体系を以下のとおり定め、責任体制図は別紙のとおり定める。

競争的資金等の運営・管理に関する責任者	職名	責任の所在・範囲と権限
最高管理責任者	代表取締役社長	全社を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
統括管理責任者	経営管理グループ担当執行役員（※1）	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全社を統括する実質的な責任と権利を持つ。
コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）	研究代表者又は研究分担者（※2）	各研究等における競争的資金等の管理・執行について実質的な責任と権限を持つ。

※1．経営管理グループ担当執行役員が代表取締役社長の場合は、経営管理グループディレクターとする。

※2．研究代表者又は研究分担者が不在の研究等の場合は、各研究等を管轄するグループの担当執行役員とする。

(最高管理責任者の役割)

第4条 最高管理責任者は、基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は本規程及び関連するルール等を周知するとともに、競争的資金等の運営・管理が適正に行えるよう、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対してリーダーシップを発揮し、適切な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者の役割)

第5条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、不正防止計画及びコンプライアンス教育プログラムを策定・推進し、実施状況の報告を受けるとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を行う。

- (1) 研究代表者、研究分担者、各研究等を管轄するグループに属する役職員並びに競争的資金等の運営・管理に関わる役職員（総称して、以下「構成員」という。）に対し研究倫理教育を含むコンプライアンス教育を実施し、理解度の把握、受講状況等の管理監督を行う。
- (2) コンプライアンス教育の実施状況を統括管理責任者に報告する。

(構成員の責務)

第7条 構成員は、本規程及び関連するルール等を遵守し、適切に競争的資金等を管理・執行しなければならない。

- 2 構成員は、コンプライアンス推進責任者の指示に従い、コンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 構成員は、毎年度コンプライアンス教育を受講した後速やかに、次の各号に関する事項等が記載された誓約書を提出しなければならない。なお、誓約書を提出しない構成員は、競争的資金等を用いた研究等に携わることができない。
 - (1) 本規程及び関連するルール等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 不正を行った場合は、当社や競争的資金等の配分機関の処分、及び法的な責任を負担すること

(内部監査)

第8条 当社における競争的資金等の適正な運営・管理のため、内部監査室は、監査役と連携を取りながら、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

第3章 不正防止計画

(不正防止計画の策定、実施及び評価)

第9条 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に係る不正を発生させる要因について、当社全体の状況を把握・評価し、不正防止計画を策定する。

- 2 経営管理グループは、不正防止計画を実施し、構成員のルール等の遵守状況を把握するとともに、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングする。
- 3 統括管理責任者は、不正を発生させる要因に対応するため、年に一度、不正防止計画の実施状況を確認し、当該年度の実施報告書を作成し、次年度の不正防止計画を策定する。
- 4 統括管理責任者は、前項の実施報告書及び不正防止計画について、最高管理責任者に報告するとともに、不正防止計画を取締役会に付議する。
- 5 最高管理責任者は、実施状況に改善の必要があると認めたときは、改善を指示するとともに、必要な措置を講じる。

第4章 相談・通報

(相談窓口)

第10条 当社における競争的資金等に係る事務処理手続及び執行等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、以下の相談窓口を置く。

<相談窓口>

SPACE COTAN株式会社 経営管理グループ

メールアドレス：corporate@spacecotan.com

(通報窓口)

第11条 競争的資金等を使用した研究活動における不正行為等の疑いに関する社内外からの告発等を受け付けるため、以下の通報窓口を置く。

<通報窓口>

SPACE COTAN株式会社 内部監査室

メールアドレス：whistle-blowing@spacecotan.com

- 2 競争的資金等を使用した研究活動における不正行為等に関する取扱いに関し、「競争的資金等に係る不正行為等の取扱規程」を別途定める。

第5章 その他

(取引企業への対応)

第12条 統括管理責任者は、競争的資金等を使用し取引を行う企業（以下、「取引企業」という。）に対し、本規程等を公表しこれらを遵守させるとともに、取引企業に対しては、競争的資金等の適正な使用と管理について、契約書等において次の各号を含む事項を表明させ保証させる。

- (1) 当社が定め公表する規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - (2) 当社が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 当社の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には速やかに通報すること
- 2 最高管理責任者は、競争的資金等に関して不正に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

(付則)

2025年3月19日施行

(別紙) 責任体制図

